事業案内

~ 未来に残そう!美しい海と渚 ~

生命の源であり生態系の維持や環境保全に大きな役割を果たしている海 多様な水産資源の宝庫である豊かな海 わたしたちは美しい海を次世代に引き継ぐため、海の環境美化の推進 流出油による漁業被害の救済や漁場保全活動をしています



公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

1 設立

当機構は、流出油による漁場油濁の拡大防止、漁場清掃の推進及び漁業被害の救済を目的として昭和50年に設立された(財)漁場油濁被害救済基金と、海と渚の環境美化、水産資源の保護及び海洋環境の保全活動への支援等を目的として平成4年に設立された(社)海と渚環境美化推進機構が平成23年10月4日に合併し、(財)海と渚環境美化・油濁対策機構となりました。 その後、内閣総理大臣から認定を受け、平成25年4月1日に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となりました。

2 目的

当機構は、海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備を推進し、「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、保存、整備、活用を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的としています。

3 事業概要

当機構は、次世代にきれいな海を引き継ぐため、全国各地の漁業者や市民・ボランティアを支援 し海と渚の環境美化活動及び環境保全の重要性の啓発普及等に取り組んでいます。また、漁場油濁 による被害漁業者の救済と漁場保全のため、漁業被害に対する救済金や防除清掃費の支給ととも に、油濁汚染に関する講習会、調査研究等の防止対策事業を行っています。

(1) 海と渚環境美化事業

- ① 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する活動の支援、 推進及び普及・啓発
- ② 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する調査研究並びに情報の収集、分析及び提供
- ③ 「海の羽根」募金運動の推進

(2)油濁対策関連事業

- ① 原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金(以下「救済金」)の支給
- ② 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止及び汚染漁場の清掃に要した費用(以下「防除費」) の支弁
- ③ 原因者が判明しているにもかかわらず、原因者が防除清掃をしない場合に漁業者が行う防除清 掃費の立替及び船主責任限度額以上の防除清掃費がかかった場合に漁業者へ限度額以上の費用 の支弁
- ④ 漁場油濁被害防止等に関する、調査研究及び漁業者等への知識の啓発・普及

【評議員名簿】

令和3年11月8日現在

小林哲朗	(一財) 中央漁業操業安全協会 専務理事
吉村宇一郎	石油連盟 常務理事
橋本 牧	(公社)全国漁港漁場協会 会長
佐藤由信	日本漁船保険組合 専務理事
古寺建二	全国漁業共済組合連合会 専務理事
三浦秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事
小田直樹	電気事業連合会 立地環境部長
細川 敦	(一社)日本船主協会 常務理事
熊谷 徹	(公社) 全国豊かな海づくり推進協会 専務理事
荒木直子	全国漁協女性部連絡協議会 会長理事

(評議員の任期は、令和3年度定時評議員会終結の時から令和7年度定時評議員会終結の時まで)

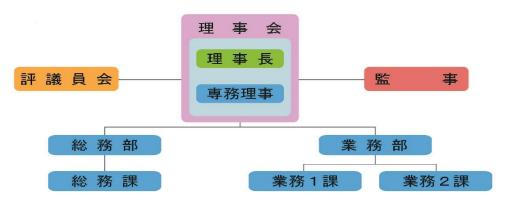
【役員名簿】

令和4年8月10日現在

理事長	坂本雅信	非常勤	全国漁業協同組合連合会 代表理事会長
専務理事	坂本幸彦	常勤	前内閣府総合海洋政策推進事務局参事官
理事	佐久間國治	非常勤	(一財) 千葉県漁業振興基金 理事長
理事	森友 信	非常勤	山口県漁業協同組合 代表理事組合長
理事	下山秀雄	非常勤	(公財)日本釣振興会 専務理事
理事	成田義貞	非常勤	日本肥料アンモニア協会 理事 事務局長
理事	深瀬茂哉	非常勤	全国共済水産業協同組合連合会 常務理事
理事	早乙女浩一	非常勤	(一財) 東京水産振興会 常務理事
理事	平井克則	非常勤	(一社) 大日本水産会 漁政部長
監事	大森彰	非常勤	(一社)日本船主協会 常務理事
監事	前 章裕	非常勤	(一社) 自然資源保全協会 業務執行理事

(理事の任期は、令和3年度定時評議員会終結の時から令和5年度定時評議員会 終結の時まで。監事の任期は、令和3年度定時評議員会終結の時から令和7年度 定評議員会終結の時まで)

【組織図】



海と渚の環境美化事業

~ きれいな海・豊かな海を次の世代に残していこう ~

青く豊かな海、美しい渚、その恵みをうけて生きる多様な生物、これらは地球に住む人類にとって貴重な財産です。海は生命の源で、豊かな生態系があり、レクリエーションや憩いの場としても大きな役割を果たしています。しかし近年、経済・産業活動に伴い、各種の廃棄物や汚染等による水環境のダメージが深刻化しています。

当機構は次世代にきれいな海・豊かな海を残せるよう海と渚の環境美化活動に取り組んでいます。

1 海と渚の清掃活動普及啓発事業

日本の海岸線の総延長は約33,000km、地球の円周約40,000kmに近く日本の海岸線が入り組んでいることが想像できます。多様な景観を眺められる一方で海や河川等から物が漂着しやすい海岸が多数あります。海と渚に漂流・漂着するごみは景観を損ねるだけでなく、ケガや生物の誤飲を引き起こしたり、外国にも漂流したり、他国で同様の問題を引き起こします。ごみが集まる場所は流れ藻等も収束しやすく、海洋生物の産卵・育成場所に悪影響を与えることが考えられます。

海と渚のクリーンアップ活動 一 全国一斉海浜清掃 一

海洋プラスチックごみが世界的に問題となっています。 しかし、海岸漂着物とは童謡「椰子の実」のように黒潮上流の「名も知らぬ遠き島」に思いを馳せるものだったと思います。海浜清掃によって浜に行く機会が増え、海に親しみを持ち、豊かな海を残したいと思う人が少しでも増えてほしいと考えています。

当機構では、全国各地の漁業者やボランティアによる海 と渚の清掃活動を支援するため、毎年行政機関や漁業協同 組合(連合会)及び当機構の活動に賛同する企業・団体等



(単位:万枚)

に呼びかけを行い、清掃資材としてごみ袋を配布しています。ごみ袋は行政機関や漁業協同組合 (連合会)から管内各所へ毎年 1,000 カ所以上に配布されています。

この事業は当機構の活動に賛同する企業、団体、個人からの寄付や会費で実施されています。令和3年度は、海と日本プロジェクト(日本財団助成事業)の助成も受けました。

近年のごみ袋配布実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自然物ごみ袋	32 (8)	35 (8)	32 (8)	25	21 (11)
人工物ごみ袋	21	24	21	18	16 (11)
計	53 (8)	59 (8)	53 (8)	43	37 (22)

注:()の内数は JF マリンバンク、令和3年は JF マリンバンク・共水連からの提供枚数です。

全国一斉海浜清掃旗揚げ式

毎年、全国豊かな海づくり大会の開催県において、開催県及 び水産庁の協力を得て挙行しています。この行事は全国豊かな 海づくり大会のプレイベントを兼ね、また「海の日」の記念行 事の一環として実施します。



令和3年度全国一斉海浜清掃旗揚げ式 (令和3年5月30日 宮城県石巻市)

2 海洋・海岸環境保全整備活動促進事業(海の羽根募金事業)

全国の海浜清掃活動等の調査及び漁民の森活動の調査や海と渚の環境美化、藻場や干潟等の保全活動への支援を行います。

海浜清掃活動実施状況調査

この事業は都道府県の協力によって、各行政区域内の海、湖、河川周辺で1年に実施された清掃活動について、参加者数や清掃活動日、拾ったごみの数量等について報告を頂き、当機構でまとめています。報告書は当機構のホームページに掲載しています。

漁民の森づくり活動

漁業者による森づくり活動(植樹、枝打ち、下草刈り等)の報告を取りまとめています。森づくりが沿岸の海洋環境に及ぼす影響についても聞き取り調査や文献調査を行っています。この調査は海と山の生態系保全活動や生物多様性に関連した取り組みの資料として使われています。報告書は当機構のホームページに掲載しています。

3 環境・生態系維持・保全活動等支援事業(なぎさの環境基金)

次の世代に環境保全を担う人材の育成と沿岸域の環境保全を目指す団体等が実施するプロジェクトに助成を行っています。令和3年度は島根県大社町の海底清掃や京都府琴引浜の漂着物回収マニュアル、里海づくり体験プログラムを支援しました。





令和2年江ノ島のワカメ刈り取り体験(左)と大社町の海底清掃(右)

4 漁場漂流・漂着物対策促進事業(国庫補助・委託事業)

近年、海洋環境中のいわゆる「マイクロプラスチック(微小なプラスチック片)」を含む海洋

プラスチックごみ問題に対する懸念が高まっています。この問題について国際的には、G7やG20等でも取り上げられ、漁業についても漁網をはじめとする多くの資材にプラスチックが使用されていることから漁業・養殖業に使用されるプラスチック類に由来する海洋ごみの発生を抑制し、環境にやさしい漁業・養殖業を推進するため、漁具処理の実態調



生分解性カキパイプの実験、垂下(左)と船上回収(右)

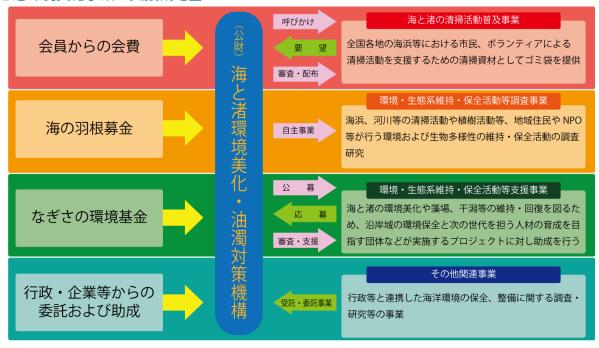
査や環境にやさしい漁具材料の試作等に取り組んでいます。

5 その他の事業

漂流・漂着物ごみの原因となる使用済み漁業系資材の適切な保管・処理、特に発泡スチロールの処理促進を目的として、行政及び漁業関係団体等を対象に、発泡スチロール減容機を使用した発泡スチロール処理方法の普及を行っています。

減容によって運搬費用の軽減と処理受け入れ業者の増加も期待でき、廃棄物の適正処理によるイメージの向上は、漁業だけでなく観光にもメリットがあると考えられます。

海と渚環境美化事業の支援概略図



油濁対策関連事業

~ 豊かな海を油から守ろう ~

国、都道府県及び民間団体からの拠出金により、きれいな海と海に生きる人々の安心を守っています。

1 漁業被害救済事業と防除・清掃事業

漁場が油で汚染された場合、原因者不明の事故について漁業被害者の救済等を行います。

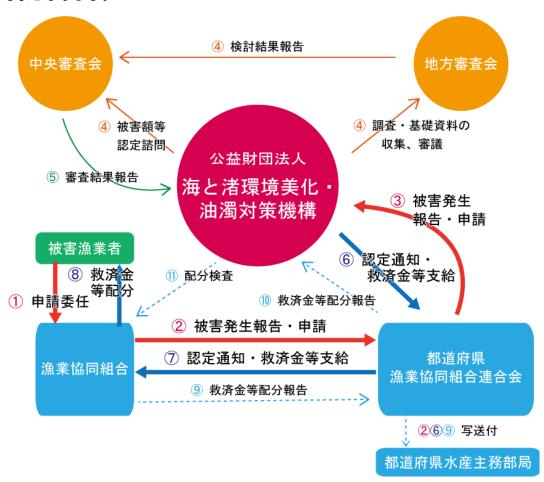


原因者不明の場合

漁場油濁の発生又は発生のおそれがある場合、被害漁業者等は直ちに関係行政機関に通報するとともに、各機関と協力して防除・清掃を行い、原因者の究明に努めます。それにもかかわらず原因者が判明しない場合は

- 漁業被害救済金

が支弁の対象となります。



(図1)原因者不明油濁事故における救済金・防除費の申請と受給の流れ

2 特定防除事業

漁場が油で汚染された場合、以下の事故について漁業被害者の救済等を行います。

原因者が判明している事故

- i. 原因者が判明しているにもかかわらず原因者による防除措置及び清掃作業が行われない事故 被害漁業者等は原因者が判明している事故で被った損害を原因者に賠償請求し、補償させ ることが必要です。しかし、
 - a. 船主責任保険(PI保険)に未加入や低額加入、不穏当な航海あるいは 保険料の未納等による保険免責
 - b. 船主等への連絡不能
 - c. 船主等に資力がない(破産)

等の理由により、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合のみ、被害漁業者が実施した防除作業に要した費用を支弁します(上限は1事故につき1都道府県当たり1,500万円)。機構から特定防除費を支弁された者は、原因者負担の原則から、特定防除費を原因者に対し損害賠償請求する旨の信託協定を機構との間で締結します。

なお、漁業被害については支弁の対象となりません。

ii. 漁業者が実施した防除措置及び清掃作業に要した経費が船主責任限度額を超える事故

船舶による事故の場合、原因者たる船主は船主責任制限法に基づき船舶の大きさに基づいて定められたある一定額(船主責任限度額)以上の賠償責任は免除されることになっています。そのため、被害の拡大を防ぐために行った防除清掃作業に要した経費が船主責任限度額以上になった場合、船主責任限度額を超える費用は防除清掃作業を行った者の負担となっていましたが、平成21年度から、防除清掃作業に要した費用で船主責任限度額を超えた部分の費用を特定防除事業の対象とし、防除清掃費を機構が支弁することになりました(上限は1事故につき1都道府県当たり5,000万円)。

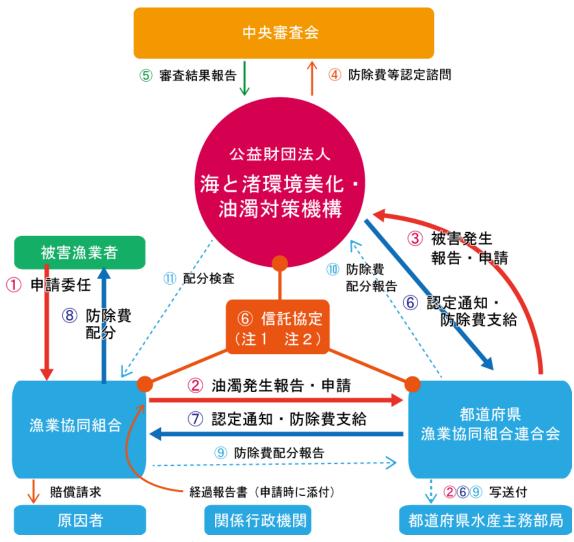
なお、原因者は船主責任限度額を超える賠償責任が免除されていますので、被害漁業者等は、原因者に対する損害賠償請求を行う必要はありません。

* 詳しくは「漁場油濁被害救済制度と申請の手引き」をご参照ください。









注 1:原因者による防除がなされない場合、信託協定を結んで賠償請求する。

注2:責任限度額を超える場合は信託協定を結ぶ必要はない。

(図2)原因者判明油濁事故における防除費の申請と受給の流れ

3 油濁被害防止対策事業

漁場油濁被害の防止等に関する調査研究及び漁業者等への知識の啓発・普及、指導等を行っています。

① 漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業

油汚染事故に速やかに対処できる 現場指導者の養成のため、基礎知識 の講演と防除技術を実技指導する講 習会を開催しています。





講習会における水槽実験及び海上実技講習の様子

② 漁場油濁被害対策専門家派遣事業

油汚染事故による被害の未然防止や軽減のために不可欠で、事故発生初期の適切な防除作業を確保するため、事故現場に油防除の専門家を派遣し、防除作業に従事する漁業者等の指導を行います。



③ 油濁事故対応マニュアルの作成

的確に油濁事故に対応していただくために、油防除マニュアル、ビデオ等を作成しました。

④ 情報誌「油濁情報」を発刊

油濁関連の情報をお知らせしています。





資料:海上保安庁「海洋汚染の現状」に基づき機構で作成

拠出金原資と拠出団体(油濁対策関連事業)

油濁対策関連事業は国、都道府県及び拠出団体の拠出金により支えられています。事業に要する費用は、毎年度、国・都道府県及び拠出団体により拠出いただいています。

救済金の支給に要する費用:拠出団体

防除費の支弁に要する費用:拠出団体1/2、国1/4、都道府県1/4

拠出団体 次の民間団体から事業に要する費用を拠出いただいています。

船舶(漁船を含む)関係団体等

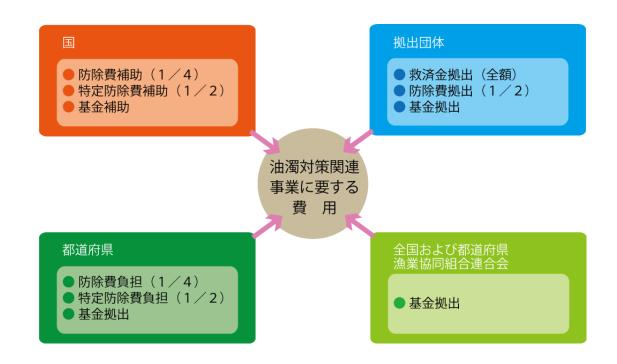
(一社)日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、(一社)日本旅客船協会、

(公財)日本財団、(一社)大日本水産会、各漁業関係団体

陸上施設に係る事業関係団体等

石油連盟、電気事業連合会、(一社)日本鉄鋼連盟、

- (一社)日本経済団体連合会、(一社)日本電機工業会、
- (一社)日本自動車工業会、(一社)日本貿易会、
- (一社)日本産業機械工業会、石油化学工業協会、日本肥料アンモニア協会、
- 日本化学繊維協会、(一社)セメント協会、(一社)日本ガス協会



支援金について(海と渚の環境美化事業)

全国の美しい海と渚は、みなさまからの支援金により守られています。

- 各地の海や浜辺で展開されている環境美化運動を全国的な運動として盛り上げ、青く豊か な海や美しい浜辺を取り戻す活動
- 海洋・海岸環境の保全整備に関する活動の支援・推進と啓発・普及
- 海洋・海岸環境の保全整備に関する調査・研究と情報の収集・分析及び提供

のために、みなさまからいただいた支援金・寄付金を役立てています。

広く民間企業・水産関係団体・個人・NPO等のみなさまにご支援頂いており、支援企業として PRにご利用頂いている例もあります。また、当機構へのご支援は寄付金控除等の対象になります。

海の羽根募金

ご寄附頂いた募金で、毎年50万枚以上のごみ袋を配布して海浜や河岸、湖岸等の清掃活動を支援するとともに、全国で実施されている海浜等の清掃活動の状況を取りまとめています。また、漁業者が参加した植樹活動や環境保全の取り組み等について調査し、美しい海を守ることの重要性を広く伝える普及活動にも役立てています。

会員の募集

上記の活動等を全般的に支援してくださる会員を募集しています。

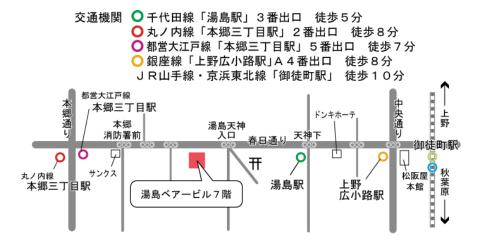
- ・法人会員 101万円
- 個人会員 105千円(いずれも年会費)

会員のみなさまへは全国からの清掃活動の報告を掲載した機関誌「メッセージ 海と渚」をお届けします。

入会申込書								
		令和	年	月				
公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構								
理事長	殿							
貴機構の趣旨に賛同し、下記	により入会を申し込みます。							
住 所								
団体名								
代表者氏名								
又は氏名								
	5							
1. 年会費 🗆 🗆	円(団体会員	員101万円)						
	(個人会員	員1ロ5千円)						
2. 事務担当者								
① 所属部課名								
② 役職•氏名								
③ 電話番号								
④ FAX番号								
	漁協等の場合は事務担当者を 番号及びFAX番号のみをご							



http://www.umitonagisa.or.jp/



公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

〒113-0034

東京都文京区湯島 2-31-24 湯島ベアービル 7階

電話: 03-5800-0130 、03-5844-6551

FAX: 03-5800-0131